

～生活保護に関してお困りの方へ～

日本弁護士連合会・各弁護士会による

全国一斉

生活保護 ホットライン

相談料
無料

生活に困っている方々の相談をお受けし、今、生活保護の現場で何が起きているかを
明らかにするために、全国一斉電話相談を実施します。

- 例えば、こんな相談に弁護士が直接おこたえします。
 - ・申請書がもらえない。
 - ・次の理由により申請が受け付けられない。
住所不定（ホームレス）、所持金がある、借金がある、家賃が高すぎる、
自動車がある、65歳までは働ける、
別の制度（生活困窮者自立支援制度）が利用できる
 - ・役所（福祉事務所）から次のように言われた。
「保護費を返してください」
「辞退届を書いてください」
「住宅扶助の基準が変わったので、安いところに転居しなさい」
「資産申告書を提出しないと保護を停止・廃止します」
 - ・保護費を“天引き”されている。
 - ・保護費が下がって、生活していけない。
 - ・ジェネリック（後発医薬品）の薬を使うよう強制されている。
- 相談料はかかりません。フリーダイヤルで実施するので、電話代もかかりません。



ひんこんはなくす

0120-158-794

2019年12月17日(火)

10:00～16:00

※実施案内は日弁連ホームページにも掲載しています。

回線混雑等の事情により、つながりにくい場合もございますので、あらかじめご了承ください。